

② 任意組合等の組合員の組合事業に係る利益等の帰属の時期

36・37 共—19 の 2 任意組合等の組合員の組合事業に係る利益の額又は損失の額は、その年分の各種所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入する。

ただし、組合事業に係る損益を毎年 1 回以上一定の時期において計算し、かつ、当該組合員への個々の損益の帰属が当該損益発生後 1 年以内である場合には、当該任意組合等の計算期間を基として計算し、当該計算期間の終了する日の属する年分の各種所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入するものとする。

○ 任意組合等の組合員の組合事業に係る利益等の帰属の時期について

本通達は、所得税法における所得の計算は暦年によることが原則とされることを明示した上で、任意組合等の組合事業に係る損益を毎年 1 回以上一定の時期において計算し、かつ、各組合員への個々の損益の帰属がその損益発生後 1 年以内である場合には、当該任意組合等の計算期間を基として計算し、当該計算期間の終了する日の属する年分の各種所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入することを明らかにしたものである。

この取扱いは、原則的な計算(暦年による計算)を貫こうとすれば、暦年以外の計算期間で決算を行う組合については、各組合員が独自に暦年に合わせた損益計算をしなければならないことになり、所得計算が煩雑となることから、当該任意組合等の計算期間に合わせて当該組合員の組合事業に係る利益の額又は損失の額の計算を行うこととしたものである。

ただし、この取扱いを無制限に認めた場合には、例えば、組合契約を複数用いるなどにより、所得の帰属する年分を自由に選択できることとなることから、「ただし」書きにおいて、本取扱いは当該任意組合等の計算期間が一定の場合による旨を明らかにしている。

(参考)

平成 17 年度税制改正において、「有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の所得計算の特例」(措法 27 の 2)が措置され、民法上の組合契約の特例契約である有限責任事業組合契約に基づく組合事業に係る所得の計算上損失が生じた場合の必要経費不算入損失額を計算する際に基準となる各組合員の調整出資金額の計算期間は、組合の計算期間を基とすることが法令上に明記されたところである(措令 18 の 3②)。

本通達は、当該法令の趣旨に沿って、従来どおり、各組合員の所得金額の計算について、組合の計算期間に合わせて行うことを明らかにしたものである。